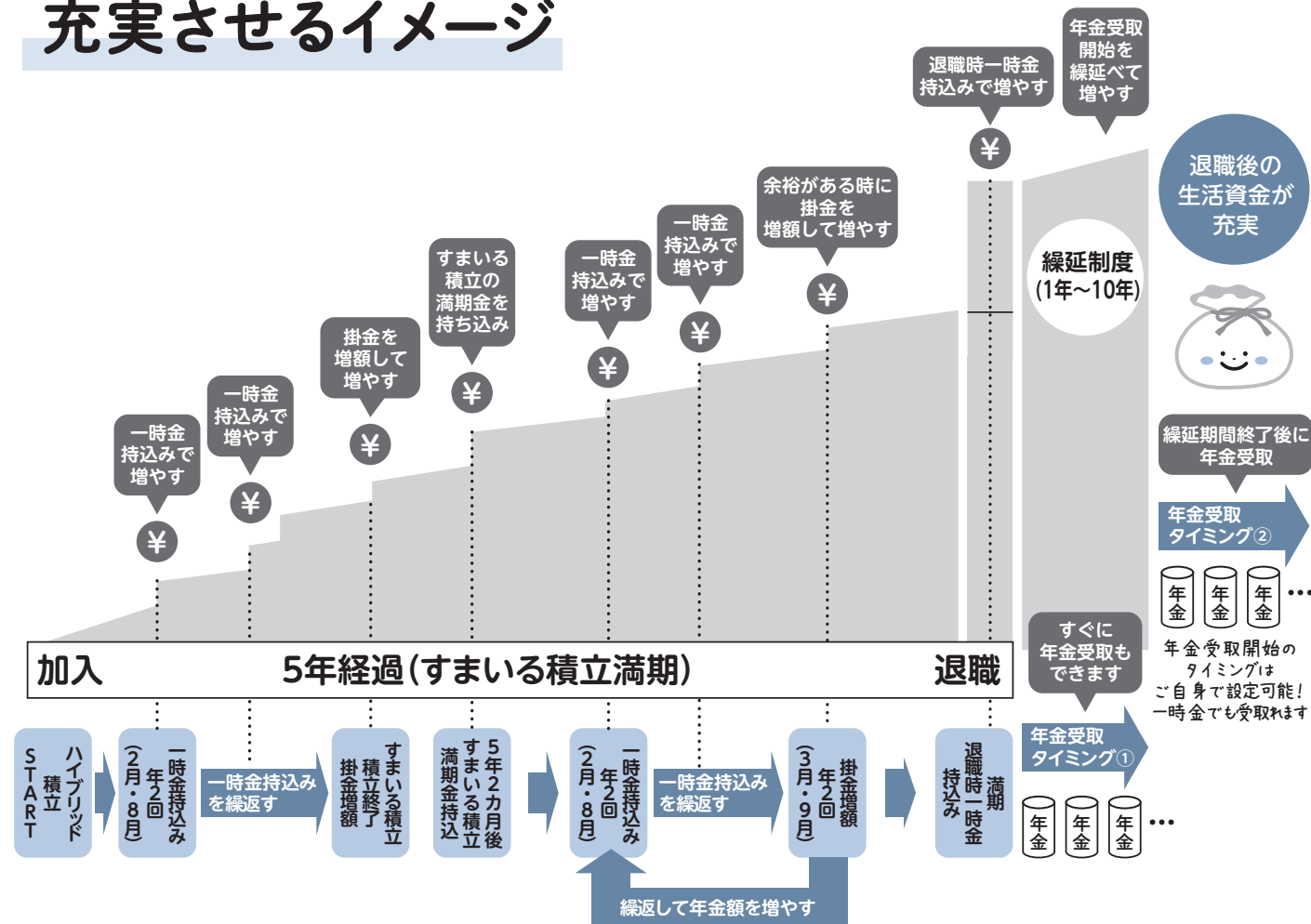


ハイブリッド積立の将来年金受取額を 充実させるイメージ



年金額を増やすタイミング

- ①一時金持込み 年2回(2月・8月) 現金振込、積立預金からの振替えができます!
- ②すまいる積立満期金持込 すまいる積立終了時
- ③掛金変更(増額) 6年目以降、年2回(3月・9月)
- ④退職時一時金持込み 退職時

ご相談窓口等

■ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

◎「ハイブリッド積立」全般および「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」部分に関するお問合せ
一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係) TEL (078)331-9317(直通)
【受付時間:月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00】

◎「ハッピーライフ年金」部分に関するお問合せ
日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 (通話料無料)TEL 0120-383-616
※お問合せの際には、記号証券番号(970-91902)をお知らせください。
【受付時間:月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

●「障がい」の表記
「ハッピーライフ年金」部分では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名词については「障害」とそのまま表記する場合があります。

会員のみなさまへ

[すまいる積立預金+拠出型企業年金保険]

加入者 9,200名突破!
※2026年3月1日現在

ハイブリッド積立 のご案内

ハイブリッド積立は、人生の三大支出をしっかりとサポートします!



ハイブリッド積立 = すまいる積立預金 (5年もの) ~貯蓄年金型~ + ハッピーライフ年金

5年間 退職まで

ハイブリッド積立の加入特典

すまいる積立預金(5年もの)
年利率0.025%以上優遇!

- POINT 1** 税制上の優遇が受けられます。
「ハッピーライフ年金」の保険料(掛金から制度運営費を差引いた金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2026年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- POINT 2** 「ハッピーライフ年金」では、保険料積立金の一部受取り(減口)ができます。
(最低20万円以上、1万円単位)住宅資金、教育資金などへ充てられます。
- POINT 3** 将来の年金受取額を増やすことができます。
年に2回一時金持込みができます。退職時1回のみ退職時一時金持込みができます。

~退職後のゆとりある生活のために、現職中から自助努力で積立。~

加入(増額)日	申込締切日	パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」は「兵庫県学校厚生会・関係法人サイト」に掲載しています。ご確認ください。
2027年3月1日(月)	2026年12月8日(火)	https://www.kouseikai.or.jp
2027年9月1日(水)	2027年6月30日(水)	

一般財団法人 兵庫県学校厚生会

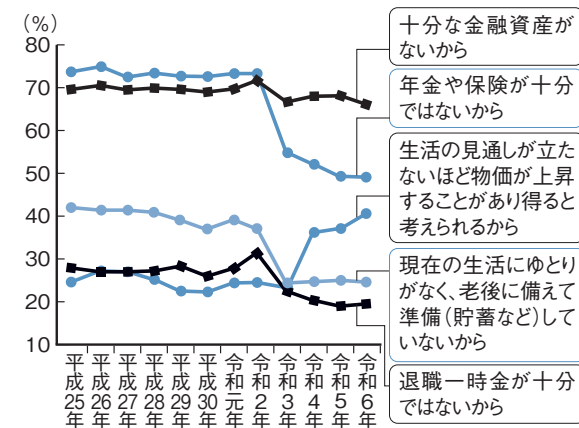
ハイブリッド積立

概要

人生の三大支出を考えてみましょう。

退職後の生活資金

老後の生活を心配する理由（複数回答）



・平成25年～令和4年 金融広報中央委員会「令和5年(2023年) 家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」
・令和5年以降 金融経済教育推進機構「家計の金融行動に関する世論調査2024年」(二人以上世帯調査)
をもとに日本生命にて作成

**Q.老後の生活費は
月々どれくらい
必要ですか**

A. 夫婦2人の
ゆとりある老後生活費※
＝月額約 **37.9**万円

※夫婦2人で老後生活を送る上で必要と
考えられている最低日常生活費と経済
的にゆとりのある老後生活を送るための
費用の合計額

※集計対象は18歳～79歳

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)
年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

住宅資金

住宅購入にかかる費用は？

建売住宅

●購入価額
(建設費・土地取得費)
約 3,603万円
(うち手持ち金約295万円)

●1カ月あたり予定返済額
約11万円

住宅金融支援機構
「2023年度 フラット35利用者調査」
(すべて全国平均(新築)のデータ、
1万円未満は四捨五入)

教育資金

こどもの教育費は？

	小学校 [6年間]	中学校 [3年間]	高校 [3年間]	大学自宅(大学下宿) [4年間]
標準コース 小学校～高校/公立・大学/私立文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約410(833)万円
オール国公立コース 大学は文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約282(705)万円
オール私立コース 大学は文系とした場合	約974万円	約428万円	約315万円	約410(833)万円

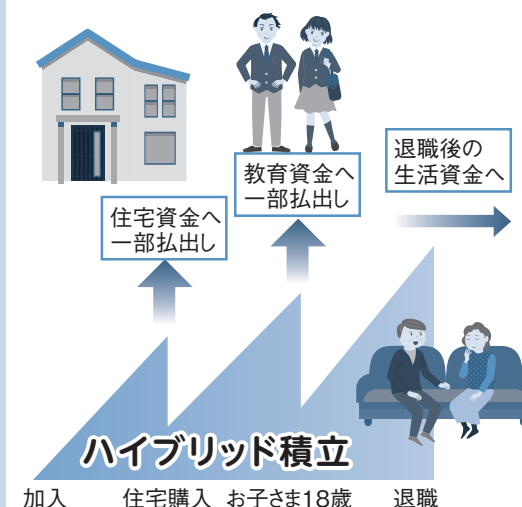
こどもの教育費は1人当たり 約**905**万円(標準コース、大学自宅の場合)

※大学に進学した場合の教育費を記載しております。
 ※小学校～高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。
 ※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」、下宿の場合は「自宅外通学を始めるための費用」と「仕送り額」を加算しております。

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金等平均額(定員1人当たり)の調査結果について」(株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)

人生の三大支出のイメージ

(ハイブリッド積立加入から退職まで)



加入者
9,200名突破!
※2026年3月1日現在

人生の三大支出に備えるために「ハイブリッド積立」をおすすめします!

様々な支出に備えるための『貯蓄』とゆとりある生活のための『生活資金』を現職中からバランスよく積み立てる制度です。「すまいる積立預金(5年もの)」と「ハッピーライフ年金」の2つの制度で構成されています。

すまいる
積立預金

すまいる積立預金(貯蓄年金型)は、現職会員の皆さんの財産形成を支援するための厚生会が運営する預金事業です。毎月の給与から積立と期末勤勉手当(6・12月)からの積立を併せて利用できます。

《5年後の様々な支出に備える》



満期時に4つの
取り扱いが可能です。

(積立額の範囲内でそれぞれの組み合わせができます。)

- ① 「ハッピーライフ年金」への一時金持込みで積立金を増やせます。
- ② 定期預金に継続ができます。
- ③ 積立預金に振り替えができます。
- ④ 全額又は一部の払い戻しが可能です。

※「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」の預金金利は、すまいる積立預金5年ものの金利に、0.025%以上上乗せした金利を適用します。
 ※加入後5年間は「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」と「ハッピーライフ年金」のそれぞれの申込額を引取り(払込み)ますが、「すまいる積立預金(貯蓄年金型)」の満期後は「ハッピーライフ年金」の掛金のみを引取ります。

ハイブリッド
積立

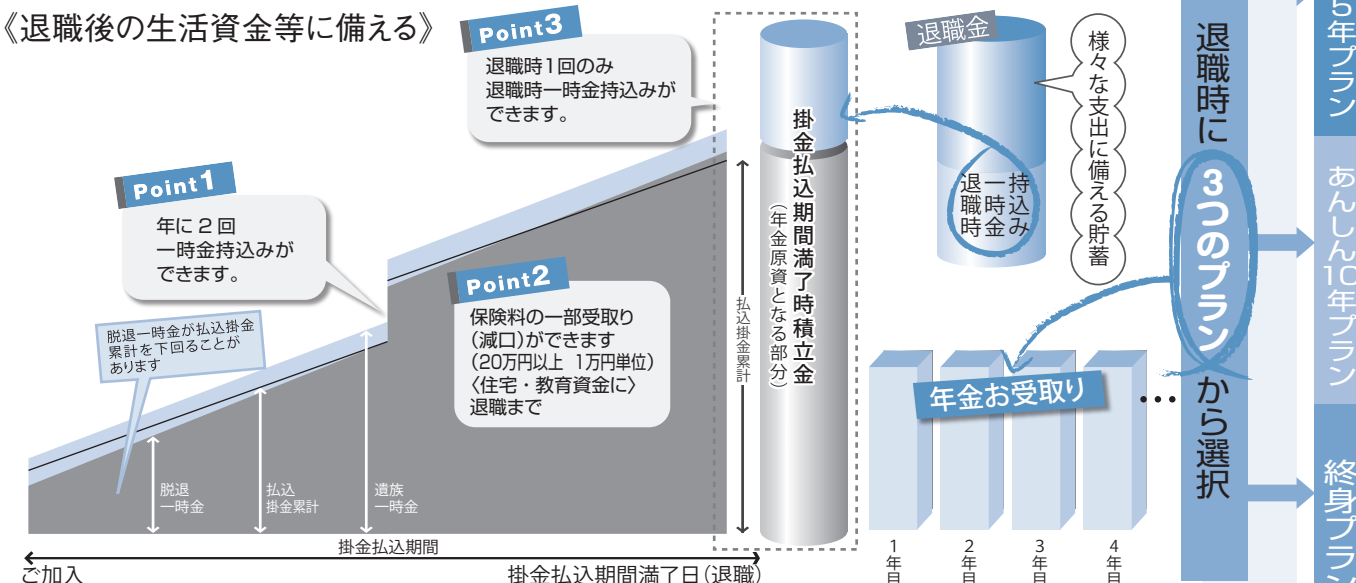
5年間
すまいる
積立預金(5年もの)
～貯蓄年金型～

退職まで
ハッピー
ライフ
年金

ハッピー
ライフ
年金

「ハッピーライフ年金」は、現職会員の皆さんのゆとりある退職後の生活設計をサポートする『拠出型企業年金保険』です。現職中に自助努力で毎月の給与から掛金を払込みいただき、退職後から年金を受給することができます。

《退職後の生活資金等に備える》



※上図はイメージ図です。一時金持込時期、一時金持込額によっては、「払込掛金累計」と「脱退一時金」等の関係がイメージ図と異なる場合があります。
 ※ハッピーライフ年金において、掛金の増額や一時金持込みをされた場合、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
 ※「ハッピーリッド積立」は、学校厚生会の「すまいる積立預金」と「ハッピーライフ年金」を同時にご案内するもので、2つの商品はそれぞれ独立しており、相互に連帯しません。

制度の特徴

1. 貯蓄と年金をバランスよく準備できます！

厚生会では、現職中から退職後の生活設計をサポートします。ご加入から5年間は「すまいる積立預金」「ハッピーライフ年金」でしっかり積立て、6年目以降は「ハッピーライフ年金」で毎年（年2回）口数変更ができるのでライフイベントにあわせて準備ができます。

※ただし、加入から5年間は原則コース変更（口数変更）はできません。

3. 一時金持込み制度を活用できます。

「ハッピーライフ年金」は、将来の年金受取額を充実させるため、年2回（2月・8月）一時金持込みが可能です。「すまいる積立預金」の満期積立金の一部を活用したり、退職時に退職金の一部を持込みすることで、毎月の積立額の負担を軽くできます。

※退職時一時金の持込みは退職時のお取り扱いします。なお、一時金持込みにあたっては所定の手続きが必要です。（詳しくは8ページをご参照ください。）

5. 「ハッピーライフ年金」の保険料積立金の一部受取り（減口）ができます。

最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

（詳しくは8ページをご参照ください。）

2. 退職時3つのプランから選択できます。

（詳しくは6・9ページをご参照ください。）

あんしん5年プラン 退職後の生活資金として5年間年金を受取りたい方におすすめ

あんしん10年プラン ゆとりある生活資金として10年間年金を受取りたい方におすすめ

終身プラン 終身年金受取りを前提に一時金や退職時一時金持込みを活用する方におすすめ

4. 税制上の優遇が受けられます。

「ハッピーライフ年金」の保険料（掛金から制度運営費を差引いた金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※2026年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。（詳しくは10ページをご参照ください。）

すまいる積立預金（5年もの）～【貯蓄年金型（変動金利・半年複利）】～

様々な支出に備える積立（貯蓄）

「ハッピーライフ年金」と

併せ計画的に蓄えたい方に！

すまいる積立預金5年もの

0.025%以上優遇

特長

※「すまいる積立預金（貯蓄年金型）」の預金金利は、すまいる積立預金5年ものの金利に、0.025%以上上乗せた金利を適用します。なお、変動金利・半年複利のため、金融情勢により変更します。

- 毎月の給与から計画的に積み立て（A～Kコースから選択）いただけます。
- ボーナスも利用可能（A1～K1コースから選択）です。
- 積立期間は5年間です。（期中のコース変更はできません。）
- 満期時には①～④の中から自由に選択できます。

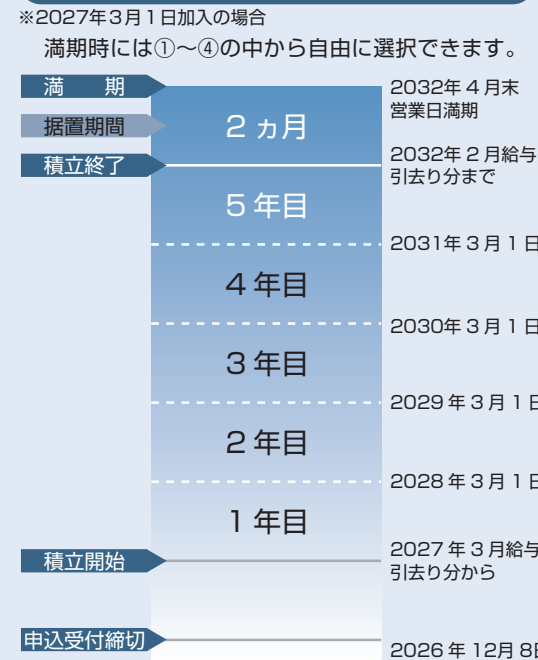


- ① 「ハッピーライフ年金」への一時金持込みで積立金を増やせます。
- ② 定期預金に継続ができます。
- ③ 積立預金に振り替えができます。
- ④ 全額又は一部の払い戻しが可能です。

加入コース

月額積立コース		期末勤労手当コース	
コース	月額積立額（円）	コース	ボーナス積立額（円）
A	60,000	A1	600,000
B	48,000	B1	480,000
C	45,000	C1	450,000
D	35,000	D1	350,000
E	30,000	E1	300,000
F	27,000	F1	270,000
G	24,000	G1	240,000
H	18,000	H1	180,000
I	14,000	I1	140,000
J	12,000	J1	120,000
K	6,000	K1	60,000

お申込みから満期までのイメージ



※期末勤労手当コース（A1～K1）のみの加入はできません。
月額積立コース（A～K）とあわせてご加入ください。

「すまいる積立預金」の取扱いについて

- ① 現職準会員は申込みはできません。
- ② 2027年3月（2027年9月1日加入の場合は、2027年9月）から積立て開始となります。「ハッピーライフ年金」と同時に利用いただく必要があります。
- ③ 積立期間途中での一部払い戻しはできません。また期間中、すまいる積立預金の解約は原則できません。
- ④ 預金金利は金融情勢により変更する場合があります。
- ⑤ 非課税の取扱いは、障害者等の有資格者が対象です。ただし、定額預金等で非課税枠を使用されている方は、確認をお願いします。

積立方法

以下コースから自由に選択いただけます。

■月額積立コース※1

コース	1年目～5年目			6年目～※3		
	月額積立額	すまいる積立預金	ハッピーライフ年金	月額積立額	すまいる積立預金	ハッピーライフ年金
A	100,000円	60,000円	40,000円	40,000円	—	40,000円
B	80,000円	48,000円	32,000円	32,000円	—	32,000円
C	75,000円	45,000円	30,000円	30,000円	—	30,000円
D	60,000円	35,000円	25,000円	25,000円	—	25,000円
E	50,000円	30,000円	20,000円	20,000円	—	20,000円
F	45,000円	27,000円	18,000円	18,000円	—	18,000円
G	40,000円	24,000円	16,000円	16,000円	—	16,000円
H	30,000円	18,000円	12,000円	12,000円	—	12,000円
I	24,000円	14,000円	10,000円	10,000円	—	10,000円
J	20,000円	12,000円	8,000円	8,000円	—	8,000円
K	10,000円	6,000円	4,000円	4,000円	—	4,000円

■ボーナス積立コース※2

コース	1年目～5年目
	ボーナス積立額（すまいる積立預金のみ）
A1	600,000円
B1	480,000円
C1	450,000円
D1	350,000円
E1	300,000円
F1	270,000円
G1	240,000円
H1	180,000円
I1	140,000円
J1	120,000円
K1	60,000円

※1 「ハッピーライフ年金」は月額積立のみのお取り扱いとなります。

※2 ボーナス積立のみの加入はできません。A～Kコースと併せてご加入ください。

※3 月額積立コースの6年目以降は「ハッピーライフ年金」のみの積立となります。6年目以降の積立額はライフイベントにあわせて毎年変更ができます。

◆財産形成や老後の生活資金確保 ハイブリッド積立

ハッピーライフ年金部分 (拠出型企業年金保険)

商品内容 のご説明

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。スマイルポートをご覧になり申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ大切に保管してください。

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご確認ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



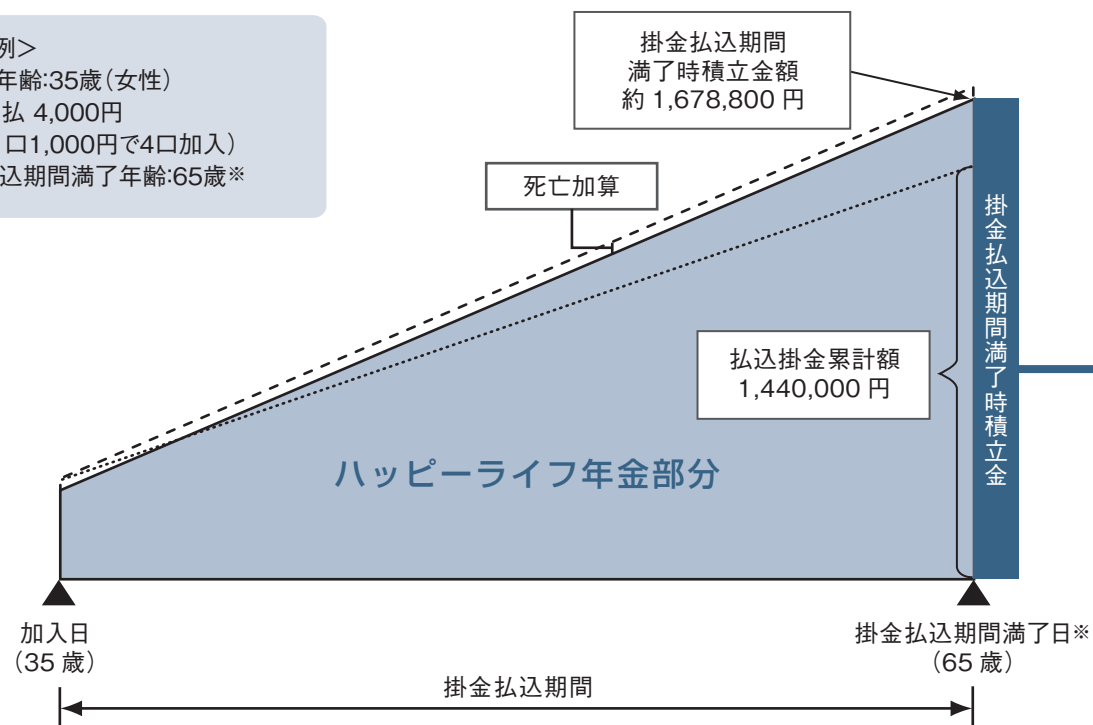
この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図

<ご加入例>

- ご加入年齢:35歳(女性)
- 掛金:月払 4,000円
(1口1,000円で4口加入)
- 掛金払込期間満了年齢:65歳※



この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※掛金払込期間満了日：生年月日によって異なります。（詳細は8ページをご覧ください。）

●加入(増額)日 2027年3月1日
2027年9月1日

給付内容（詳しくは「掛金払込期間満了後の給付内容」（9ページ）をご覧ください。）

あんしん5年プラン （年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は8ページをご確認ください。）

5年確定年金

【基本年金額】
約 28,500 円

← 年金受取期間 →
(65 歳) [5 年間] (70 歳)

●5年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

あんしん10年プラン （年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は8ページをご確認ください。）

10年確定年金

【基本年金額】
約 14,700 円

← 年金受取期間 →
(65 歳) [10 年間] (75 歳)

●10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。

※上記以外に、15年確定年金も選択いただけます。

終身プラン （年金の受取開始を繰延べることができます。詳細は8ページをご確認ください。）

10年保証期間付終身年金

【基本年金額】
約 7,100 円*

← 保証期間 → (65 歳) [10 年間] (75 歳)
← 年金受取期間 → [終身] 終身

●10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。

* 年金額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
なお、記載の年金額は参考数値です。

一時金受取

一時金額 約 1,678,800 円

●掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込掛金累計額（元本）を上回るには、一定の期間を要する場合があります。（下表の例の場合、４年間）
- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。
- 前提・条件の詳細は＜当パンフレットに記載の給付額について＞をご確認ください。

Kコース：月払掛金　４口　４,000 円加入の場合（掛金払込期間満了年齢：65 歳）

積立 期間 (年)	払込掛金累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額)	あんしん5年プラン		あんしん10年プラン		終身プラン	
		払込掛金累計額 到達年に枠囲み (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)		10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)		10年保証期間付終身年金 基本年金月額（約）（円）	
							男性	女性
1	48,000	47,300	(800)		(400)		(200)	(200)
2	96,000	95,100	(1,600)		(800)		(400)	(400)
3	144,000	143,500	(2,400)		(1,200)		(700)	(600)
4	192,000	192,400	(3,200)		(1,600)		(900)	(800)
5	240,000	241,900	(4,100)		(2,100)		(1,100)	(1,000)
6	288,000	292,000	(4,900)		(2,500)		(1,400)	(1,200)
7	336,000	342,600	(5,800)		(3,000)		(1,600)	(1,400)
8	384,000	393,800	(6,600)		(3,400)		(1,900)	(1,600)
9	432,000	445,500	(7,500)		(3,900)		(2,100)	(1,800)
10	480,000	497,800	(8,400)		(4,300)		(2,400)	(2,100)
11	528,000	550,800	(9,300)		(4,800)		(2,700)	(2,300)
12	576,000	604,300	10,200		(5,200)		(2,900)	(2,500)
13	624,000	658,400	11,200		(5,700)		(3,200)	(2,700)
14	672,000	713,200	12,100		(6,200)		(3,500)	(3,000)
15	720,000	768,600	13,000		(6,700)		(3,700)	(3,200)
16	768,000	824,600	14,000		(7,200)		(4,000)	(3,400)
17	816,000	881,200	14,900		(7,700)		(4,300)	(3,700)
18	864,000	938,500	15,900		(8,200)		(4,600)	(3,900)
19	912,000	996,400	16,900		(8,700)		(4,900)	(4,200)
20	960,000	1,055,000	17,900		(9,200)		(5,100)	(4,400)
21	1,008,000	1,114,300	18,900		(9,700)		(5,400)	(4,700)
22	1,056,000	1,174,200	19,900		10,200		(5,700)	(4,900)
23	1,104,000	1,234,800	21,000		10,800		(6,000)	(5,200)
24	1,152,000	1,296,100	22,000		11,300		(6,300)	(5,400)
25	1,200,000	1,358,100	23,100		11,900		(6,600)	(5,700)
26	1,248,000	1,420,800	24,100		12,400		(6,900)	(6,000)
27	1,296,000	1,484,200	25,200		13,000		(7,300)	(6,200)
28	1,344,000	1,548,400	26,300		13,500		(7,600)	(6,500)
29	1,392,000	1,613,200	27,400		14,100		(7,900)	(6,800)
30	1,440,000	1,678,800	28,500		14,700		(8,200)	(7,100)
31	1,488,000	1,745,200	29,600		15,300		(8,500)	(7,400)
32	1,536,000	1,812,300	30,800		15,800		(8,900)	(7,600)
33	1,584,000	1,880,200	31,900		16,400		(9,200)	(7,900)
34	1,632,000	1,948,900	33,100		17,000		(9,600)	(8,200)
35	1,680,000	2,018,400	34,300		17,700		(9,900)	(8,500)
36	1,728,000	2,088,600	35,500		18,300		10,200	(8,800)
37	1,776,000	2,159,600	36,700		18,900		10,600	(9,100)
38	1,824,000	2,231,500	37,900		19,500		10,900	(9,400)

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※年金月額が 10,000 円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、（ ）内は参考数値です。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞
当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の（1）～（5）およびその他一定の条件に基づいて計算しております。

（1）この保険契約全体の加入人口数が月払 90,793 口を常に維持していることを前提とします。

（2）ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。

（3）2026 年 5 月 25 日現在の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）に基づき計算しております。

（4）この保険契約における 2026 年 3 月 1 日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。

（5）記載の金額には、配当金を加味していません。

2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。

3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。

4. 年度(2027 年 3 月 1 日～2028 年 2 月 29 日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。

5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入人口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

7. 給付額試算表は、3 月 1 日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（9 月 1 日）加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が 2 年以上ある一般財団法人兵庫県学校厚生会の現職会員の方。
- 掛金払込期間中に会員が一般財団法人兵庫県学校厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛金

＜月　払＞
1 口あたり 1,000 円とし、最低 3 口以上最高 200 口まで加入できます。

＜一時払＞
1 口あたり 10,000 円とし、最低 1 口以上最高 9,999 口まで加入できます。

＜退職時一時払＞
1 口あたり 10,000 円とし、最低 1 口以上最高 9,999 口まで加入できます。
※確定年金を選択される場合、退職時一時払掛金の上限は、掛金払込期間満了時の積立金相当額とします。

- 掛金をご加入者（被保険者）負担です。
- 月払掛金は毎月の給与から引去します。
（3 月 1 日加入（増額）の場合：第 1 回目は 3 月給与から。9 月 1 日加入（増額）の場合：第 1 回目は 9 月給与から。）
- 一時払掛金の持込みは 2 月、8 月とし、各月の前月上旬までに厚生会指定口座へ振込みまたは厚生会積立預金から振替いただきます。
- 退職時一時払掛金の持込みは 4 月とし、厚生会指定口座へ振込みいただきます。
- 一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 月払掛金 1,000 円あたり 19 円、一時払掛金 10,000 円あたり 70 円、退職時一時払掛金 10,000 円あたり 100 円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

●掛金払込期間満了日
S39.4.2 ～ S40.4.1 生まれの方 … 満 62 歳到達直後の 3 月末日
（ただし、4 月 1 日が誕生日の場合、満 62 歳到達日の前日）とします。

S40.4.2 ～ S41.4.1 生まれの方 … 満 63 歳到達直後の 3 月末日
（ただし、4 月 1 日が誕生日の場合、満 63 歳到達日の前日）とします。

S41.4.2 ～ S42.4.1 生まれの方 … 満 64 歳到達直後の 3 月末日
（ただし、4 月 1 日が誕生日の場合、満 64 歳到達日の前日）とします。

S42.4.2 ～ 生まれの方 … 満 65 歳到達直後の 3 月末日
（ただし、4 月 1 日が誕生日の場合、満 65 歳到達日の前日）とします。

なお、早期定年（加入期間 2 年以上かつ満 45 歳以上）の場合も掛金払込期間満了の扱いとします。

- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が 2 年以上ある方にすぎります。

保険料積立金の一部受取り（減口）

- 別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。
なお、保険料積立金の一部受取りは最低 20 万円以上、1 万円単位でお取扱いします。

＜別表＞ ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済

年金の繰延

- 1 年単位で最長 10 年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。
※繰延期間中は、掛金のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。

受取人

- 年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。
- 遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。
（※）遺族とは、労働基準法施行規則第 42 条～第 45 条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が 2 名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

ハイブリッド積立

ハッピーライフ年金部分
〔拠出型企業年金保険〕

商品内容
のご説明

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りに出来ない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。

給付内容

〈掛金払込期間満了後の給付内容〉

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
なお、早期定年（加入期間2年以上かつ満45歳以上）の場合も、年金で受取ることができます。

5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、10年保証期間付終身年金

《5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金》

- ・年金受取期間中
5年間、10年間、15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《10年保証期間付終身年金》

- ・保証期間中
10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
10年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- ・保証期間経過後
ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

〈掛金払込期間中の給付内容〉

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は加入日（または増額日）から適用されます。

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※当ハッピーライフ年金以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハッピーライフ年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハッピーライフ年金は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
 - ①旧契約のみで控除額を計算
 - ②新契約のみで控除額を計算
 - ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金
（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－（基本年金年額 × 払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額（見込額））
- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金
一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝（一時金額－払込保険料累計額－50万円＊）×1/2
＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
- 遺族一時金
相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2026年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人兵庫県学校厚生会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
引受保険会社：日本生命保険相互会社
- ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者（被保険者）に年金・一時金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき、この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分は無効となり、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
※保険料は掛金から制度運営費を差引いた金額です。

個人情報の取扱いに関する一般財団法人兵庫県学校厚生会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

ハイブリッド積立 Q&A

Q1

当制度を検討しています。預金残高が既に5,000万円の上限に達していますが、手続きは可能ですか？

A

預金残高が上限に達している場合、「ハイブリッド積立」を利用いただくために、預金の払い出しの手続きが必要になります。
厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課（団体保険係）までご連絡ください。

Q2

一時金持込みを利用したいのですが、どうしたらよいですか？

A

ハッピーライフ年金は2月、8月の年2回、一時金持込み（1万円単位）を利用いただくことができます。持込方法は「厚生会積立預金から振替」「厚生会指定口座へ振込」の2つの方法で持込むことができます。
一時金持込みをご希望の方には必要書類を送付しますので、2月持込みは1月上旬までに、8月持込みは7月上旬までに手続きをお願いします。
「すまいる積立預金（5年もの）」満期時に一時金持込みする場合は、満期日の前月にお届けする「すまいる積立預金満期手続き依頼書」に満期時積立金の範囲内で持込み金額を申込み（1万円単位）のうえ、満期日の10日前までに「すまいる積立預金満期手続き依頼書」の提出をお願いします。

Q3

早期退職する予定があるのですが、加入できますか？

A

ハッピーライフ年金は、退職まで2年間（24カ月）の予定加入期間が必要です。
この場合、同時に積立する「すまいる積立預金（貯蓄年金型）」が、積立期間が5年未満であっても、中途解約による手数料は不要です。
ただし、早期退職扱いは加入期間2年以上かつ満45歳以上の場合にかぎりず。

Q4

年金受給を開始し、10年確定年金を受取っている期間中に死亡してしまった場合、その後の年金はどうなりますか？

A

ご加入者（被保険者）ご自身で年金を受取ることができないため、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

Q5

給与引去は、何月から開始しますか？

A

3月1日加入（増額）の場合は3月給与、9月1日加入（増額）の場合は9月給与から引去を開始します。

Q6

加入者証は発行されますか？

A

すまいる積立預金は「すまいる積立預金加入票」、ハッピーライフ年金は「加入者証」を発行し所属所へ送付します。

Q7

年金の受取開始を退職からではなく、先延ばしすることはできますか？

A

掛金払込期間満了後、年金の受取開始を繰延べることができます。
繰延期間は1年単位で設定でき、最長10年まで年金の受取開始を繰延べることができます。

Q8

ハッピーライフ年金は、生命保険料控除の対象となりますか？

A

掛金のうち保険料相当部分^{（※）}は、一般生命保険料控除の対象です。個人年金保険料控除の対象ではありませんのでご注意ください。

※2026年5月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
（※）掛金から制度運営費を差引いた部分

Q9

ハッピーライフ年金の口数を変更することは可能ですか？

A

原則、5年間は変更できません。6年目以降、年に2回（3月、9月）、口数変更が可能です。
変更の2カ月前までに厚生会学校担当職員までお申し出いただくか、保険課（団体保険係）までご連絡ください。

Q10

退職時一時金持込みについて教えてください。

A

5年・10年・15年確定年金を選択いただく場合、ハッピーライフ年金における掛金払込期間満了時の積立金額を超える退職時一時金の持込みはできません。
掛金払込期間中に年2回の一時金持込みを活用して、積立額を増やすことをおすすめします。
10年保証期間付終身年金を選択いただく場合は、9,999口が上限です。

Q11

早期退職の場合、ハッピーライフ年金の掛金払込期間満了日と年金受取開始日はいつになりますか？

A

満45歳以上で早期退職する場合、退職日が掛金払込期間満了日となり、年金の開始日は、掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日です。
実際には年4回、3・6・9・12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

◎内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。（2枚とも押印してください。マメ印は不可。）

(一財)兵庫県学校厚生会理事長 様

「ハイブリッド積立」加入申込書

申込締切日 年 月 日

兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき次のとおり申し込みます。 [すまいる積立預金（貯蓄年金型）]

① 所属所番号	② 所属所名	③ 会員番号	④ 会員名	⑤ 申込日	⑥ 申込印
3333333	厚生小学校	123456	カウセイ タロウ 漢字 厚生 太郎	令和 08 09 22	

2枚とも押印してください

⑦ 毎月の給与から(月払申込欄)			⑧ 期末勤労手当(6・12月)から(ボーナス申込欄)		
加入区分	加入コース	積立額 (円)	加入区分	加入コース	積立額 (円)
① 新規	(A)	6 0 0 0 0	① 新規	(A1)	6 0 0 0 0
	(B)	4 8 0 0 0		(B1)	4 8 0 0 0
	(C)	4 5 0 0 0		(C1)	4 5 0 0 0
	(D)	3 5 0 0 0		(D1)	3 5 0 0 0
	(E)	3 0 0 0 0		(E1)	3 0 0 0 0
	(F)	2 7 0 0 0		(F1)	2 7 0 0 0
	(G)	2 4 0 0 0		(G1)	2 4 0 0 0
	(H)	1 8 0 0 0		(H1)	1 8 0 0 0
	(I)	1 4 0 0 0		(I1)	1 4 0 0 0
	(J)	1 2 0 0 0		(J1)	1 2 0 0 0
	(K)	6 0 0 0 0		(K1)	6 0 0 0 0

記入に際しての留意点
(1) 所属所番号、所属所名、会員番号、会員名を記入ください。
(2) 申込日、積立開始年月を記入し、申込印を押印ください。
(3) 加入区分、加入コース、積立額、該当する項目に○印ください。
※退職金は申し込みできません。
※期末勤労手当(6・12月)コース(A1~K1)のみの加入はできません。
※訂正は、本紙押印の印で訂正してください。

期間 (新設期から) 5年

取扱者 募集担当

捺印 入力

交付印

当積立預金の非課税枠
百万・十数万円

※優遇制度をご利用になられる方は、所定の手続きが必要です。

日本生命保険相互会社 行

「ハイブリッド積立」加入申込書

【ハッピーライフ年金（拠出型企業年金保険）】

申込締切日 年 月 日
月払加入年月日 年 月 日
責任開始は加入年月日からとなります。

申込日 令和 08 09 22

申込印

2枚とも押印してください

必ず同じコースに○をしてください。

団体コード	グループ区分	事業所コード	所属所番号	被保険者番号
			3333333	

所属所番号	所属所名	会員番号	被保険者名(カタカナ)	性別	生年月日(和暦)
3333333	厚生小学校	123456	カウセイ タロウ	男	13610211

毎月の給与から(月払申込欄)	
加入区分	加入コース
① 新規加入	(A)
	(B)
	(C)
	(D)
	(E)
	(F)
	(G)
	(H)
	(I)
	(J)
	(K)

記入に際しての留意点
(1) 性別 (2) 年号 (3) 該当する加入コースの一つ
男性: 1 昭和: 3 だけ○印をつけてください。
女性: 2 平成: 4
(4) 内容を訂正する場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、訂正内容を記入してください。

(注)一時払の申込みの場合は、別途お申し出ください。

取扱支社・支部コード

保険会社 取扱コード

取扱氏名

(引受会社) 日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 (2024.6) K23-070 584-0670

1 13ページの「記入要領」を参考に必要事項をご記入ください。

2 2枚目は加入者控となりますので、ミシン線で切り離してください。
1枚目を折れ線で2つ折りにします。

3 表紙の確認欄「□」をレ点チェックしてください。
「所属所名」「会員番号」「会員名」をご記入ください。

4 両面テープをはがして貼りつけ、「厚生会れんらく箱」へ投函してください。

以下の締切日までに投函してください

2027年3月1日加入(増額)の場合:
2026年12月8日(火)

2027年9月1日加入(増額)の場合:
2027年6月30日(水)

加入申込書

記入

切り離す

折れ線

2枚目

レ点チェック

記入

両面テープで貼りつけ

投函

厚生会れんらく箱

※当「加入申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。